

# 高槻市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書（同意書）

令和 元 年 5 月 1 日

（宛先） 高槻市長

住所 高槻市城東町5番1号

来所日もしくは郵送日を記入してください。  
3月末に治療が終了し、4月に申請する場合は、  
日付を空欄にしてください。

氏名 高槻 一郎



氏名 高槻 花子



高槻市不妊に悩む方への特定治療支援事業の申請にあたり、

裏面の注意事項をお読みください。

●次の説明書を読み、これに同意します。

- ・「治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明書」
- ・「これまでの受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する説明書」
- ・「治療結果の確認を行うことに関する説明書」

●受給要件（住所、続柄及び所得）を住民基本台帳及び市民税課税台帳等により確認されることを承諾します。

●平成・令和 25 年 1 月 1 日 に、民法第739条第1項の婚姻をしたことを申し出ます。  
 なお、上記申し出内容に虚偽があった場合は、高槻市不妊に悩む方への特定治療支援事業助成決定の全部または一部が取り消されることについて、異議はありません。

入籍日を記入してください。

【全員記入】これまでの助成歴についてご記入ください。

これまでに以下のとおり助成を受けたことがある。

（1年度で複数回助成を受けた場合は合算せず、それぞれの助成金額を記入）

① 大阪 都道府県 高槻 市 H29 年度 金額 300,000 円（男性不妊治療助成 有 無）

② 大阪 都道府県 高槻 市 H30 年度 金額 75,000 円（男性不妊治療助成 有 無）

③ \_\_\_\_\_ 都道府県 \_\_\_\_\_ 市 \_\_\_\_\_ 年度 金額 \_\_\_\_\_ 円（男性不妊治療助成 有 無）

④ \_\_\_\_\_ 都道 \_\_\_\_\_ 助成年度については、4月1日から3月31日までを1年度とし、治療終了日で判断します。

⑤ \_\_\_\_\_ 都道 \_\_\_\_\_ 例）治療終了日が平成29年10月1日の場合→平成29年度

⑥ \_\_\_\_\_ 都道 \_\_\_\_\_ 治療終了日が平成30年 2月1日の場合→平成29年度

⑦ \_\_\_\_\_ 都道 \_\_\_\_\_ 治療終了日が平成30年 4月1日の場合→平成30年度

これまでに助成を受けたことがない。

【該当者（※）のみ記入】 ※高槻市で助成を受けたことがない方で、婚姻後に高槻市に転入してきた方  
婚姻してから高槻市に転入するまでの住所及び居住期間をご記入ください。（複数ある場合はすべて）

・住所： \_\_\_\_\_（年 月～ 年 月） 夫婦とも 夫 妻

・住所： \_\_\_\_\_（年 月～ 年 月） 夫婦とも 夫 妻

・住所： \_\_\_\_\_（年 月～ 年 月） 夫婦とも 夫 妻

今回の治療にかかり、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（TESE等）を

行った  行っていない

どちらかにチェックをいれてください

どちらかにチェックをいれてください

# 1. 治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明書

## (1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

## (2) 報告の内容・方法

各医療機関から、公益社団法人日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者の皆様の状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目 [報告は医師が行います。患者様が行うことはありません。]

### I 治療から妊娠まで

- (1) 患者（女性）の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

### II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況

# 2. これまでの受給歴について、以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する説明書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦あたりの助成回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、これまでの受給状況を確認することがあります。また、この助成金の過去の交付状況について、他の自治体からの照会に対し回答すること及び不妊治療の実施に関して治療を行った医療機関、調剤薬局等に記載内容を照会・確認することがありますのでご了承ください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。

# 3. 治療結果の確認を行うことに関する説明書

当市では、特定不妊治療の治療結果を受診証明書に記載するよう、医療機関に協力を求めています。集めた治療結果は統計としてのみ使用し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考にさせていただきます。